

## 第二点 仕掛けたのは何処の誰か

### ●ネピアの跳ね上げ

報道界レッド・ページはネピアの跳ね上りだった、との説がある。言いつ出したのは、当時、日本新聞協会の事務局長だった津田正夫だとい

い、  
「レッドページは、連合軍最高司令部で軍国主義者の追放関係の仕事をしていたネピアというなら権限を持たない一少佐が、上司の指示も上げず独断でいい出したもので、これを恰も至上命令であるかのように各新聞経営者に伝達して、レッド・ページの強行を強要したのである」

——と伝わっている。

1950年7月24日、突然、在京8社の代表を呼びつけ、命令ではないと言いながら、強烈に「不悛」した、あのGHQ民政局公職審査課長のジャック・P・ネピア陸軍少佐のことだ。

言われて、あり得ないことでもない。GHQでの報道界担当は民間情報教育局新聞課で、課長のインボデンは特に馴染みの古参だった。占領当初から新聞課にいて、係長から課長になった、いわば生え抜きで、読売争議から共同資料室事件と全ての難題で関わっていた。筋金入りの反共派でも知られる。

それが、占領期戦後史に残るレッド・ページ本番では突如、ネピアが現れてインボデンは蚊帳の外だった。インボデンも勝者の腕力にまかせて強引だったが、ネピアはこれに輪をかけ、しかも乱雑だった。そこ

から不信感が増幅して、きしみも生じ、上司のニュージエント声明が出て、少し落ち着いたという経緯もある。

この声明も、この視点から裏読みすれば、ネピアの独走を、事後承諾によって上司が安堵したとも読める。朝鮮戦争に突入後のGHQ内はほとんどが反共で、多少の勇み足は許される気配にあったことは十分想像できる。

しかも朝鮮半島では開戦以来1ヵ月、戦況は北に押しまくられ、米軍は限りなく南端に追い詰められていた。民政局とはいえ血は百パーセント軍人であり、心中を想像することもできる。

公職審査課の本職は、戦犯や軍国主義者の公職追放だった。この作業がひと段落して、暇になった分、左に領域を広げた。対応する日本政府の法務府特審局が、軍国主義対応から反共対応に広げ、人員増強を図っていた経緯ともびたり符合する。現に、7・24の呼出しでは特審局長の吉河が使い走り役を担わされていた。

日本政府の共産主義者排除では、大橋・法務総裁が、電産第一を掲げ、報道界は視野になかったと回想している。軍人・ネピアとしては、まだるっこくて見ていられなかったのだろう。朝鮮半島での開戦から1ヵ月、兵站基地である日本の言論統制には一刻の猶予もならないと、電産を横目にして言論に一撃を加えてきた。腰の重かった長谷部忠(朝日新聞社長)を急かせた理由もそこにある。

——と、津田説を下敷に、状況証拠を組み合わせて推理すれば、こういう仮説も十分に成立ってくる。

ただ肝心な津田正夫が、いつどこで、どういう文脈の下で言い出したのか、あるいは書きとめたのか、その原典が見当たらない。研究者ら

が引用しているのは、1959年刊『文藝春秋』6月号の特集「日本の汚点レッド・ページ」の中の一節で、本稿冒頭の部分がその全てになる。

従来、これを「津田説」としているわけだが、文春の記述をそのまま引用すると、

しかし、津田正夫元新聞協会事務局長が、「——」と語っていると、津田が文春特集の中で初めて述べたものではなく、文春自体も孫引きで、引用元の明示もしていないから原典は不明ということになる。

——というもので、「——」の中が冒頭引用の部分になる。

つまり、津田が文春特集の中で初めて述べたものではなく、文春自体も孫引きで、引用元の明示もしていないから原典は不明ということになる。

そこから研究者たちも、津田説を正面からは取り上げず、保険の意味合いで付記するにとどめている。だが、仮説としての筋が通るならば、実態検証の上での反面鏡ともなるので、それなりの効用は認められると考える。

### ●法理に外れる強要

ネピアの強圧で、一番の難点は強圧を保証する法的根拠がないことだ。既に多くの研究者が指摘しているように7・18マッカーサー声明に根拠を求めることは、どう逆立ちしても無理がある。

たしかに、7・18声明の

「日本においてこれを信奉する少数者がかかる目的のために宣伝を散布するため公的報道機関を自由且つ無制限に使用することは新聞の

自由の概念の悪用であり、これを許すことは公的責任に忠実な自由な日本の報道機関の大部分のものを危険に陥れ、且つ一般国民の福祉を危くする」

「現実の諸事件は共産主義者が公共の報道機関を利用して破壊的暴力的綱領を宣伝し、無責任、不法の少数分子を煽動して法に背き秩序を乱し公共の福祉を損わしめる危険が明白なことを警告している。それ故日本において共産主義者が言論の自由を濫用して斯る無秩序への煽動を続ける限り、彼らに公的報道の自由を使用させることは公共の利益のため拒否されねばならない」

——との部分だけを切り取って読み、かつ「公的報道機関」および「公共の報道機関」を「一般の新聞社」と読み替えるならば、一般の新聞社に入り込んだ共産主義者に対する非難として読み取ることもできる。

現に、最高裁判所は、先に触れた共同通信にかかる仮処分・特別抗告棄却決定の中で書簡を「報道機関から共産主義者又はその支持者を排除すべきことを要請した指示である」と強引に読み、判例上はこれが確定している。

しかし、この声明の正文は、最後の節の

「日本国内において煽動的な共産主義者の宣伝の配布に当って来たアカハタ及びその後継紙並びに同類紙の発行に対し課せられた停刊措置を無限に継続することを指令する」

——なのだから、対象は『アカハタ』であり、正文に先立って出てくる「公的報道機関」および「公共の報道機関」も『アカハタ』の言い換えとして読むのが自然といえる。

つまり声明の文脈は終始『アカハタ』を対象にし、非難し、制裁を科

している。主文に至る長い長い文章は、もってまわった前飾りに過ぎない。したがって、これを一般の新聞通信放送に援用するのは無理があり、援用するのならば、援用すると明記した声明なり覚書なりが不可欠になる。それが法治、法理の原則であり、GHQといえども無視はできない。

では、なぜ、新たな声明を出さなかったのか。鍵は、『アカハタ』と一般新聞通信放送との質量の違いにある、と思われる。いえば『アカハタ』は政敵であるのに対し、新聞通信放送一般は、民主主義の根幹である自由と人権そのものの総和だからだ。

この絡みでは、GHQ、あるいはマッカーサー声明も慎重で、手順を重んじている。軸にあるのは「言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし」と明記されたポツダム宣言で、占領行政の根幹はポツダム宣言の忠実な履行にあり、指令にあたつては常にポツダム宣言との整合性に気を配っている。

本件一連の声明に当たつても、まず最初に

「占領軍においては、日本国民に対してポツダム宣言に基づくかれらの義務の履行について助力することをもってその根本的な目的の一としてきた」と掲げている。

GHQが日本の「軍国主義・全体主義の排除」に果たしてきた実績を改めて誇示し、その上で、排除した「軍国主義・全体主義集団」に匹敵する有害な政治集団が新たに現れたとして、この集団を排除する正当性を強調している。

つまり「有害な政治集団」（共産主義者）なる存在を、邪悪な「軍国

主義・全体主義集団」と同列に据えることによって、ポツダム宣言との整合性をはかり、排除の対象に位置つけた。

また、『アカハタ』の無期限停刊に先立つ共産党幹部の追放にしても、名目は公職からの追放であつて、形のうえでは公民権停止のようなものだ。生活権そのものに直接かかわる解雇とは、色合いが違っている。

この理解に立つて、仮に新たな声明を出すのであれば、どうなるだろう。6・6声明の主文に則つて明文化すれば

「私は日本政府に対して、新聞通信放送各社の中に入り込んでいる共産主義者および同調者を排除し、かれらをして1946年1月4日附の私の指令並びにこれを施行するための命令に基く禁止、制限並びに義務に服せしめるために必要な行政上の措置をとるよう指令する」となる。

これは出来ない相談だ。思想信条そのものによって排除するのだから治安維持法と全く同じであり、ポツダム宣言との整合など図りようもない。

おそらく、この議論、検討はGHQの中でも尽くされていたのだろう。いみじくも、長谷部忠（朝日新聞社長）が

「新たにマックアーサー元帥がチレクチヴを出し、日本政府がそれに基づいて、報道機関に関する限り、共産主義者は排除すべしという法令制定の手續をとるべきだと考えるがどうか」と、質したのに対し、ネビヤは即座に

「よくわかる。その点も、実は考えて考えずみの上で、チレクチヴを出さずにやろうということになったのだ。なぜ、チレクチヴを出さな

いかというと、マッカーサー元帥は、日本の問題は日本人の責任と判断でやらせたいとの一般方針をとっているからである」と、答えている。

これは限りなく真相に近い。「日本の問題は日本人に」ということは、マッカーサー及びGHQは責任を負わない、ということであり、責任を負わないということは、責任を伴う命令を出さない、ということになる。

となると、残る結論は一つであり、あとは、ネピアの才覚と腕力であり、ということになる。

結果として、ネピアは大上段に振りかぶって報道各社の代表を呼びつけ、「命令じゃないんだぞ、示唆なんだぞ」と、くどいまでに念押しをして強要し、新聞協会の事務局長らをして全国の新聞社を隈なく回らせ、同様の強要を伝達させた。このまがまがしい外観が傍目にはネピアの跳ね上がりと映り、「津田説」となった。となると、当たらずとも遠からず、といってもよさそうだ。

### ●マッカーサーの言動自体が命令

改めてGHQのフルネームを確かめると、

General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers 略してGHQ/SCAPとなる。

従来GHQで通用しているが、関連原資料ではSCAPの略号で出てくるから要注意。

主な組織構成は、

民政局=Government Section = GS

経済科学局= Economic and Scientific Section = ESS  
民間情報教育局 =

Civil Information and Education Section = CIE

参謀第2部=General Staff 2 = G2 ほか。

新聞通信がかかわる新聞課は民間情報教育局、企業労使がかかわる労働課は経済科学局、そしてレッド・ページで突出の公職審査課は民政局と分かれて、けっこう縦割り弊害もかもしている。

指揮命令の根源はポツダム宣言にあって、これが降伏文書の調印によって日本側に絶対服従の義務が課された。権限の一切は、連合国軍最高司令官に集中し、連合国の合議体である極東委員会ならびに対日理事会有るが、ほとんど形骸化している。最高司令官の任命権はアメリカが握っている。

そこから、アメリカ大統領の手元で「対日初期方針」（降伏後における米国の初期の対日方針）が策定され、現場の連合国軍最高司令官であるマッカーサー元帥に送付され、これが占領軍（GHQ）の最高法規となった。

占領統治を間接統治としたのも、この対日方針による。全て最高司令官が命令を発し、これを受けた日本政府が執行する。勝者から敗者への一方通行で、拒否権はおろか、解釈、批判、弁解の余地も与えられない。しかも日本政府を「支持」するのではなく、「利用」するのだとも明記されている。全て占領目的が優先され、違反とみなされると「占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」「占領目的阻害行為処罰令」そして「プレスコード」が待っていた。

命令には書式、形式はなく、実際にはマッカーサー本人の自在によ

つて「命令〔General Order〕」「指令〔directive〕」「覚書〔Memorandum〕」「書簡〔letter〕」「声明〔Statement〕」となつて現れた。その軽重は中身次第で、勝手に軽重を付度することも許されない。命令は文書に限らず、口頭もありで、要はマッカーサーの言動全てが命令であつて、実質人治といつていい。

命令を受けた日本政府は、間髪入れず法令化して実施する。とはいへ国会審議もあるから、にわかになつてを法律化するのには容易でない。そこから重宝されたのが勅令。本来、明治憲法下の天皇大権で、戦後民主化とは相容れないのだが、1947年5月3日の新憲法施行までは有効だったので、急場をしのいだ。

### ●左旋回した特審局

日本政府でレッド・パージを所管したのは法務府特審局（特別審査局）。といつて公の職務分掌規程に「レッド・パージ所管」とあるわけではない。第一部の【注】でも触れたが、軍国体制の解体をもつてお役御免となるところを、左翼（共産主義）監視に舵を切り替えることで生き延びた。

初代局長の瀧内禮作は、戦前の裁判官出身で、札幌地裁判事だった1933年、「共産党に資金提供した」との嫌疑で検挙され、懲役3年の実刑（治安維持法違反）に服している。このとき弁護に当たったのが、初代法務総裁となる鈴木義男で、戦後は社会党から衆議院議員にもなっている。特審局の草創期、この鈴木―瀧内ラインが骨格をなし、公職追放の仕上げを執行したことになる。

ところが発足9カ月余にして政変。1948年10月7日、芦田内閣

が昭和電工疑獄で総辞職し、吉田第2次内閣が棚ぼたでとつて代わつた。吉田はさつそく法務総裁を殖田俊吉に替え、特審局長を吉河光貞に替えた。殖田は、もともと近衛文麿の側近で吉田とは反共の盟友。敗戦を前に反共を織り込んで作成した「近衛上奏文」の論旨展開をあつらえたのが殖田俊吉だった。

吉河は、1907年東京・本郷の生れで、旧制一高から東京帝大法学部を出て検事に任官した。在学中は「東大新人会」で風を切り、多くの仲間が治安維持法で検挙される中、卒業にあつてはくると転向している。名古屋地裁検事局から東京地裁検事局に転じ、公安を担当して辣腕の思想検事として知られた。戦前最大のスパイ・ゾルゲ事件では、ゾルゲを自供に追込んでいた。

ゾルゲについては、もう一つ余話がある。参謀第2部の情報部長ウイロビー少将が事件解明に執着、はじめは警戒していた吉河も身の安全を確認してから協力に転じ、3万2000語からなる「リヒャルト・ゾルゲのスパイ組織―極東の国際スパイ団の研究」（ウイロビー報告）となつてまとまつた。

これを米陸軍省が公表すると共に、GHQは、日本の各社で1面トップで扱うよう「指導」し、各社とも応じた。狙いは日本の読者（国民）に反共意識を刷り込むために他ならない。それならば、特審局の狙いとも重なっている。

殖田―吉河ラインと共に、組織も一気に増強される。おりから団体等規正令の施行（1949年4月4日）にあわせて予算は3倍となり、人員も150人増えて540人体制となつた。さらに翌年には1200人にまで増えるが、全省庁をあげての苛酷な人員整理をやっている

中での異様と云っていい。増強の中身は初心者集団であるわけもなく、一旦は追放した特高組や、追放の網から逃した手練れを再結集した治安維持法体制の再来と云える。

そんな反共集団を土台にした7・28対応だから、吉河も並みの使い走りであるはずがない。ネピアにしても局の違うインボデンに相談するより、ずっと楽だった。それにネピアは新聞業界を知らないから、お膳立て自体が吉河による差配だったかもしれない。飼手の例もあるから、GHQの内情を知って吉河が傍観していたと考える方が不自然だろう。そんな気配から、研究者の中でも特審局主体説を提起する向きも現れている。

### ●通説批判と7・24検証

報道界レッド・ページが、ネピアの跳ね上りだったか否かはともかく、ネピアを軸に吹き荒れたことは間違いない。そこからGHQ指示説が定着し、研究者の間でも「GHQによるレッド・ページ」が枕詞のように使われ、疑問に思われることなくきている。

これに対し、「GHQの指示」を通説と位置づけ、これを強く批判しているのが『戦後史の汚点』の著者・明神勲だ。同著は2013年8月の刊だが、一連のレッド・ページ検証(公刊)の中では最新の総合論考と云ってよく、明神自身、この著の前置き部分で、塩田庄兵衛から竹前栄治、三宅明正、平田哲男に至る画期的な著作(研究)を手際よく取りまとめ「レッド・ページ研究史序説」の役割も果たしている。

明神が着目したのは公開されたGHQ文書。レッド・ページ検証で一番の難点は1次資料(原資料)が少ないことで、とりわけGHQ内

部の資料の多くは長く埋もれたままだった。これを大きくこじ開けたのが竹前栄治の『戦後労働改革 GHQ労働政策史』(東大出版会)などで、この延長線上でさらに公開された内部資料の中から重要資料を見つけ出し、最新論考に結実させた。

中で、明神が通説批判の根拠として挙げているのが、「GHQ/SCAP Records, GS (A) 04017」A「GHQ/SCAP Records, GS (B) 04016」の2文書。これでは寿限無同然なので明神の略記を援用、前者を「ネピアメモ」、後者を「解釈指示」と表記する。

両文書ともかなりの長文だが、原物に即して検証するのが早道なので、まずは『明神刊』からネピアメモ部分(訳文)を孫引きする。なお読み易くするため、改行を増やしてある。

#### 公共的報道機関からの共産主義者の追放

1. 1950年7月24日、主要公共報道機関から下記の責任ある人物が彼らの機関から共産主義者を追放する件について、ネピア少佐との協議を要請した。

a、午前10時、日本放送協会会長古垣鉄郎氏が当執務室を訪れ、共産主義社員の排除はわが協会の願望である、と述べた。

また古垣氏は、彼らの解雇を実現するためとして、以下のように述べた。「公共的報道機関において共産主義者が望ましくらぬ存在であることに關する内閣総理大臣宛SCAP書簡の精神をわれわれは理解しており、公共の平穩を阻害し暴力を扇動するために真実を潤色しようとするこれら分子を追放することの責任をわれわれの協会に課すものである」。

25 July 1950

MEMORANDUM FOR: Major Napier  
SUBJECT: Dismissal of Communists from Public Information Media

1. On 24 July 1950, the following responsible persons from major public information media requested conference with Major Napier concerning dismissal of Communist personnel from their organizations:

a. Mr. Tetsuro Furukaki, President, Broadcasting Corporation of Japan came to this office at 1000 hours and stated that it was the desire of his broadcasting corporation to rid itself of Communist employees. In order to accomplish the aforesaid dismissal, Mr. Furukaki stated that "our understanding of the spirit of SCAP's letters to the Prime Minister concerning undesirability of Communists in public information media impose responsibility upon our company of purging these elements who would color the truth to disrupt public tranquility and incite violence." Major Napier replied that such an action by the Japanese would be supported 100% by SCAP and the Japanese Government, and further, that this action should be coordinated with other information agencies and accomplished in the most expeditious manner possible to avoid any undue publicity, propaganda or sabotage. Mr. Furukaki agreed that he would take immediate steps to carry out this action.

MEMORANDUM FOR Major Napier 25 July 1950  
SUBJECT Dismissal of Communists from Public Information Media

ネピアメモの原文:

ネピア少佐のための覚書 1950年6月25日  
公共的情報媒体からの共産主義者の解雇

その行動はSCAPと内閣総理大臣の全面的な支持を受けるだろう、と述べた。  
松方氏は、7月26日水曜日が実行可能な目標期日となるであろう、と同意した。  
c、午後1時30分、時事通信社長

ネピア少佐は、日本人によるそうした行動はSCAPと内閣総理大臣によって100パーセント支持されるであろうし、さらにその行動は他の報道機関と調整のうえ可及的速やかに遂行され、不当な公表、宣伝、または妨害行為を回避しなければならない、と答えた。  
古垣氏は直ちにこの行動を実行に移す手段を取ることに同意した。  
b、午後1時、共同通信社長松方義三郎氏が自社から共産主義者を追放することについて論議するためにネピア少佐を訪れた。  
松方氏は、SCAP書簡の基本方針を理解しており、破壊活動分子のプロパガンダによって潤色されることのない真実を普及する強い通信社を確立するために、その基本方針を遂行する行動を取ることを切望している、と述べた。

長谷川才次氏がネピア少佐を訪れ、ニュースの潤色を引き起こし情報をつくがえて秩序ある社会に分裂をもたらそうとする人物を、自社から排除したいとする希望を表明した。  
彼はさらに、SCAP書簡と覚え書きの理解から破壊分子の法的排除のための確信が生まれたとし、その行動を実行に移すさい他の新聞社と連携することにより適切な時期が決定されるべきである、と述べた。  
ネピア少佐は期日として7月26日を示唆し、長谷川氏はそれに同意した。  
d、午後2時、東京新聞社長小山信夫氏がネピア少佐と会い、公衆にニュースを提供する機関内の共産主義分子に関しSCAP書簡によって表明された精神の目的を理解している、とのべた。  
しかしながら氏はさらに、同社がすでに3人の指導的共産主義者を解雇することで先行する行動を取っており、現時点では他の者が関与している可能性を示す十分な証拠は持ち合わせない、と述べた。  
ネピア少佐は、他の大新聞社によって企図された行動はSCAPによって与えられた命令ではなく、真実のニュースを広める報道機関として社を強固に確立するために自らに課しているこれら新聞社によって達成されつつある願望であると理解していた、と述べた。  
ネピア少佐は、命令は何ら発せられておらず、新聞社は当然自らが適切とみなす行動を取ることができる、と強調した。  
小山氏は、社に戻り職員についてなおいっそう綿密な調査を行い、数日以内にさらに完全な報告を行うつもりである、と述べた。  
e、およそ午後3時、朝日新聞社長長谷部忠氏が部下の鈴木乾三氏

を伴い、自社から日本共産党員を追放したいという彼の希望に関する問題で、ネピア少佐と協議した。

長谷部氏は、マッカーサー將軍による総理大臣宛て書簡で示された基本方針を遵守するために、共産主義者社員を解雇する責任を果たそうとしているところである、と述べた。

しかしながら彼はさらに、朝日新聞は連携と協調を必要とする支局を日本各地にもっているのです、その行動に踏み切る可能なものも早い時期は7月29日金曜日になるであろう、と述べた。

ネピア少佐は、現状では行動の期日は金曜日とされるべきであり、この行動が同時に遂行されるならより効果的であるため他社に日程変更を周知する必要がある、と同意した。

f、およそ午後4時、毎日新聞東京支局長小林亀千代氏、同大阪支局長平野太郎氏および読売新聞社副社長安田庄司氏がネピア少佐と協議し、SCAP書簡にもとづいて彼らの機関から共産党員を解雇する計画に着手したいとする個々の希望を表明した。

ネピア少佐は、マッカーサー將軍の総理大臣宛て書簡に示された基本方針に鑑みた当該行動の合法性に関する彼らの理解はSCAPと日本政府の全面的支持を得るであろう、とのべた。

出席者は7月28日金曜日を目標期日とすることに同意した。小林および安田両氏は、社業をサポートージュから守り、かつまた責任ある個人を共産主義者の前もっての戦術に同調して憤怒を表明しようとする者たちの手による肉体的暴力から防衛するために、警察当局と何らかの調整が行われるよう要請した。

ネピア少佐は、自分としては何らかの重大な暴力的反動があると

は思わないが、想定されている行動と同時に警察による保護が調和的に行われるよう、警視庁総監田中氏と国家警察庁長官斎藤氏と連絡を取るつもりであり、詳細は新聞社と警察の間の連携機関員である特別審査局の吉河氏によつて練り上げられるであろう、と述べた。

名古屋の中部日本新聞、福岡の西日本新聞、北海道新聞などの大きな独立新聞社を含めるかどうかの問題が安田氏によつて提起された。

ネピア少佐は、可能な限り、彼らが望むのであれば、同様の行動を十分取りうるであろう、と答えた。

g、およそ午後4時30分、日本経済新聞社長小田島定古氏がネピア少佐を訪れ、彼の社の従業員で社の方針とニュースの伝播に多くの混乱をもたらした共産主義者を解雇したいという要望を表明した。

小田島氏はまた、7月28日金曜日は好ましい目標期日であり、それに応じて手はずを整えるつもりである、と同意した。

ネピア少佐は、氏がなそうとしていることはSCAPと日本政府によつて全面的な肯定と支持を受けるであろう、と小田島氏に確約した。

h、およそ午後5時45分、時事新報社長板倉氏がネピア少佐と会見し、彼の社に共産主義者はいない、と述べた。

しかし、想定されている行動に関する情報には感謝する意向を示した。

ネピア少佐は、東京地区における主要新聞社の切望と想定行動を反復し、板倉氏は、それは非常に適切な行動であろう、と同意した。

2. 上記の行動において、特別審査局長の吉河氏は、ネピア少佐によ



り、調整者として行動し、特別審査局をGHQ、各新聞社、および警察を仲介する連絡機関とするよう示唆された。

署名 SHAYASHI

一読して不思議な文章で、いろんな風景が思い浮かぶ。だがまずは文脈のままに読んでみよう。すると、こんな風景になる。

ある日、報道に携わる経営者が10人(9社)、次々とネピアを訪ね、共産主義者たちを解雇したいとの願望を述べ、切望を申し開き、希望を表明、要望を並べて、これにネピアはことごとく「全面的に支持されるだろう」と答えている。次いで実施日について調整し、経営者たちは同意、納得して帰った。

だが、こんなことって現実に起こりうるだろうか。訪問の前提として、先立つある日、10人が10人、同時に共産主義者らの解雇を思い立ち、GHQの支持を得るための訪問予約を取りつける。まだオンライン会議などない時代、妖術師でも居なければ、10人(9社)もの経営者をして、同じ頃に同じ考えを思いつかせ、同じ行動をとらせるなどあり得ない、と考えるのが自然だろう。

違和感でいえば、このメモにはメモ特有の臨場感がない。現場に同席して無心にメモしたというより、たとえば、取締役会の法定議事録を書式に則ってまとめた文書といった方があっている。あるいは台本通りに演じられた儀式の手控え、極めて無機質な義務的文書となっている。

そこで、既に知られた客観事実と比べてみよう。長谷部手記によれば、自ら思い立って訪ねたのではなく、時間まで指定されて呼びつけ

られている。話も、長谷部から切り出したのではなく、ネピアからマスター書簡、とりわけその第2節を根拠にして解雇を強要されている。長谷部以外についても、若干の色合いは違っても記憶での大筋は違っていない。

強要が「命令」だったことは、かの津田正夫・新聞協会事務局長が、別途、法廷で証言している。

この種の事件については、従来思付きのようなことが屢々あったので、私はこれは総司令部の命令であるか何うか、確かめたところ、「マリンズ」という人が、総司令部の命令だ、自分は総司令官の命令を受けてやっているのだ、調査その他の障害にならんよう関係筋に伝達済だ、と云われましたので、私は正式な総司令部の命令だと諒解しております。

この証言は、文春の事例とは違って出所不明ではない。小原・梶谷裁判の控訴審(東京高裁)の訊問調書の中に含まれている。津田は、7・24以外にも何度か公職審査課に出入りしており、その折に問答したものと思われる。

ネピアは、なぜこれら事実と異なるメモを残さねばならなかったのか、関心は自ずとそこへ向かう。鍵は、東京新聞の小山社長に対して、何等の質問も受けていないにも関わらず「命令は何ら発せられておらず」と釈明しているところにあるのかもしれない。何をいっても命令した事実を消したかったものと思われる。

加えて、なぜ7・24でなければならなかったのか。仮に新聞経営者

の側に共産主義者解雇の意思があったとしても、その表明が7・24という時間帯でなければならぬ根拠が見えてこない。共産主義者の排除自体は、読売争議の前後から折に触れてまぶしながらやっている。それを事改めて「共産党員と同調者」と明示して断行するには相応の動機と覚悟が必要になる。

一方、GHQには動機がある。朝鮮半島での劣勢だ。当然、反転撃退への作戦はあり、既に始まっているのかもしれないが、これまで以上の大規模な戦闘になることは間違いない。そのためには、兵站基地である日本での反共体制を一層万全なものにしなければならず、とりわけ報道機関を締め上げて軽率妄動せぬように抑えつけておくことが不可欠だった。

これも推理に他ならないが、状況証拠からいって合理性の認められる仮説であり、実際の事実経過とも符合する。

となると、メモの意図も透けて見えてくる。新聞経営者たちが自らの意思で次々とやってきて願望を述べ、これに支持を与えてやったのだ、決して命令ではなかったのだという「証拠」を作っておきたかったのだと。これは、あなたがち邪推ではない。先類似資料の中に、それを示唆してくれるものがある。

それは「GHQ/SCAP Records, GS (B) 02059」という文書で、ワシントンの陸軍省からの問い合わせ電報に対するGHQの返電なのだ。実は、この往復電において陸軍省は仲介役を果たしただけで、実際の問合わせの主は国務省だったという、少々ややこしい関係になっている。つまり、組織の建前上、国務省から直接GHQに照会する形を避けて陸軍省を介したということになる。

要するに、GHQはこの案件が国務省からの照会(詰問)対象になりうる事案だと承知していて、あらかじめ「証拠」を用意していた。命令案件にははいけないという認識があつてのことで、その意味では、ネピアメモは占領側の内部用に作られたものであり、歴史評価に堪えられる内容にはなっていない。返電の内容そのものは、ネピアメモをさらに要約したものになっている。

蛇足を加えれば、目は口ほどにものを言う。「これは命令ではないのだぞ。示唆なんだぞ」と、殊更に繰り返しながら、目を剥いて目を射れば、本音はより正確に伝わる。目力効果はあなたがち歌舞伎の世界だけでなく、新聞経営者たちは正確に受け止めて帰っている。

もとより、示唆に服したことによって新聞経営者たちが免罪されることにはならない。ネピアメモも、GHQ内部の事情、認識を知る上では有用であり、重要な証拠ともなっている。

なお、ネピアメモも全てが脚色ではない。個々には事実が含まれており、例えば、毎日、読売組が警官導入を要請したのはその通りなのだろう。毎日新聞社労働組合の書記長らが解雇通告の前日に呼びつけられ、身の安全を保障されたのも、この文脈で読み返すとびたり重なってくる。

また、メモの最後のくだりで、「特別審査局をGHQ、各新聞社、および警察を仲介する連絡機関とする」と明記しているのも特筆にあたいする。一見して脈絡のないお節介のように映っていた特審局長・吉河の動きも、これによって重要な動きだったことが分かってくる。明神提起とはだいぶ違った結論となってしまうが、ネピアメモの教えてくれるところは大きく重要になる。

次に、解釈指示。これは、時の最高裁長官・田中耕太郎がネピアの上司であるGHQ民政局長ホイットニー准将を訪ね、持論に沿うような言質を得ようと重ねた問答が発端になっている。両者、極めてまわりくどい言い方で交しているので、要点をもって検証し、全文は巻末資料編に収録するので参照されたい。

田中の持論は、この問答にも現れているが、①共産主義者および同調者を解雇するのは同意②これをGHQによる超法規指令によって実施するのが最善③被解雇者が起こすであろう仮処分、あるいは本訴訟も超法規を理由に棄却④解雇を産業界一般に広げるために、新たな指令が出ると完璧——という本性丸出しというか、GHQに下駄を預けようとする虫のいいもので、公正公平を旨とする裁判官の言とはいえない代物だ。

対するホイットニーは、司法官トップに言質を与えないよう言葉を選び、マッカーサー書簡は「法的性格をもってはいるが、日本政府に対する指令ではない」とか、「(裁判官も)広い政治的手腕を行使すべき」だとか、「裁判所は書簡の法的性格に注目して広い視野に立った公共政策を定式化すべき」とか、まぶしながらの示唆に終始している。

言い換えれば、ホイットニーはホイットニーで、自分の手は汚さずに田中長官にさせようとの魂胆だから、田中の持論を明確に否定する言い方は決してしない。言外には田中が持論でやれるならやるがいいと言っている。役者はホイットニーが一枚上だ。文書は、田中による謝意をもって結んでいる。

これを、明神が「解釈指示」といって批判する根拠は、次の法文を讀

むと明快に見えてくる。

所論連合国最高司令官の指示(一九五〇年七月一日付マッカーサー書簡)が、所論の如く、ただ単に「公共的報道機関」についてのみなされたものではなく、「その他の重要産業」をも含めてなされたものであることは、当時同司令官から発せられた原審指示の屢次の声明および書簡の趣旨に徴し明らかであるばかりでなく、そのように解すべきである旨の指示が当時裁判所に対してなされたことは当法廷に顕著な事実である。そしてこのような解釈指示は、当時においてわが国の国家機関及び国民に対し、最終的権威をもつていたのである……。

これは、実は、中外製薬事件にかかる最高裁決定(一九六〇年四月十八日)の中の一節だ。文脈から推して、「そのように解すべきである旨の指示が当時裁判所に対してなされた」との部分は、田中長官とホイットニーとの問答を指しているとみて間違いない。ただ、右の決定が出た時点では、問答文書の存在自体が知られていないから、全く意味不明の乱暴な決定としか読めなかった。

田中長官は、ホイットニー対応を持論に合わせて捏造し、「解釈指示」と名付けて居並ぶ裁判官を籠絡したのだろう。そのからくりが文書の発掘によって初めて明らかにになり、確定した最高裁判例に根っこを揺るがす瑕疵があるとわかった。さらに田中長官はこの犯罪的奇策を大法廷の時点まで懐深く秘めていたとは思えず、おそらく、あらゆる手段を弄して下級審に介入していたと思われる。だとすると歴史の

汚点では済まされない、許されざる行為だ。

ただ、明神批判は、「解釈指示」が虚構だったことを根拠に、GHQによるレッド・ページ指示もなかったとしているが、これには違和感がある。ネピアメモの繰り返しになるが、報道界での発端は7・24でのGHQによる呼びつけにあり、この事実は後でいかに脚本を書き換えようとも覆せない。

もともとGHQの命令にランクづけはない。これは、この稿の冒頭でも確認しているように、声明、覚書、書簡、指令、指示、示唆、勧告とあっても法的な仕分けはなく、口頭、目力も含めて、マツカーサーの言動すべてが命令にほかならない。

指令であれ、示唆であれ、敗戦国民としては全て背くことは許されない。指令か示唆かで仕切るのGHQ内部での積明にあたっての使い分けであって、外に及ぶものではなかった。先人には失礼ながら、先人の結論にはどうにも違和感がある。

「解釈指示」の文書は、「ホイットニー將軍と田中最高裁長官の会談」という表題がついていて、文書作成者の署名はRaymond Y. Aka となっている。ネピアメモと違って文脈に違和感はない。

## 余談

右のネピアメモに関連して、もう一つ、気になる文献がある。朝日新聞社の社長・長谷部忠に随行した通訳兼務の鈴木乾三（当時、東京本社外事部長）が後年、『朝日証言録』に寄せた一文で、7・24の一部始終が書き込まれている。当該部分を引用すると

各社の責任者が揃ったところでページ担当（単にレッドページだけでなく、すべての追放事務）のネピア少佐から、

「各社は共産主義者、ならびにその同調者の名簿を24時間以内にGHQに提出し、それらの人びとの追放を実施しなくてはならない」

と非常に強く、しかも厳然たる口調で言い渡されました。それは、いかなる反論も許さない、との態度を誇示するためのゼスチュアでもあったようです。

この瞬間、部屋の中は緊張にひきつり、水を打ったような静けさが支配しました。その深い沈黙は、非常に長く、誰一人声を出す人もなく、物音一つ聞えなかったことを記憶しています。そのような長い緊張と沈黙に、もう耐えられなく思えた時、長谷部さんがただ一人発言されました。

長谷部さんは静かにそしてはつきりと、そして強く簡潔に、次のような意味のことを述べられたのです。（以下、略）

長谷部の発言内容は、長谷部手記と重なっているので省いた。問題は、7・24会談が、各社個別の時間差で行われたのではなく、一堂にうち揃って行われたと書かれていることだ。

この鈴木回顧を裏づける記録、あるいは同類の記録も見つかっていない。だが正直な実感からいうと、鈴木回顧の方が真相のように思える。たとえ7・24が双方合意の儀式だったとしても手間暇をかけすぎしており、双方、それほど暇でもなかったろう。

話の内容自体は単純明快であって一堂に集めて示達すれば済む案件

だ。ネピアにして、同じ台本で役者だけを替えて延々と演じさせて我慢する必要はどうにも見当たらぬ。

鈴木自身、前書き部分で「これからここに書くことも、どの程度データとして正確であるかは自信ありません」と断っているが、発言内容ならともかく、場の設定で記憶を違えることはあり得ない。後書き部分では、後日談も取り入れて、「長谷部氏のあの時の申し入れは、まことに正当なもので拒否することができなかった。朝日新聞の態度は立派だった」とネピアの感想も付記しているので、ネピアにとつても印象に残る出来事だったようだ。

時間の傾斜でいえば、鈴木回顧は、「長谷部手記」、「梶谷編刊」の後であり、おそらくは鈴木の仕事柄からも、これら先行記録を読みこんだうえで執筆だった。事件後30年を経ての記憶である半面、しがらみその他、周辺配慮が限りなくゼロになっていく中での回顧録だったといえる。

### ●戦後新聞経営の共通項

戦後、新聞経営にはいくつかの共通項がある。一つは下剋上。大手紙と呼ばれる朝日、毎日、読売はじめ、多くの新聞社で戦争責任追及の声が社内から湧き上がった。中で最も知られ、新聞史に名を残しているのは、毎日新聞西部本社編集局長の高杉孝二郎と、朝日新聞報道第二部（社会部）記者の武野武治。

高杉は、敗戦を紙面で伝えるにあたって、敗戦勅語と関連する公的発表、事実経過にかかる記事のみを載せて、あとは白紙とする紙面をつくり、同時に

「その日まで戦争を謳歌し、扇動した大新聞の責任、これは最大の形式で国民に謝罪しなければならない。本社は解散し、毎日新聞は廃刊、それが不可ならば重役ならびに最高幹部は即時総退陣する」との進言書を付して辞表を出し、実際退社した。

武野（むのたけじ）は、もつと明快で、8月14日夜の部会で

「社員はみなやめて、活字と印刷機だけ残して社屋をからっぽにすべきである。われわれは個々の記者としても新聞社全体としても戦争の遂行に手助けをした。新時代の新聞人として自他ともに認められる人たちだけがからっぽの社屋にはいつて、新しい新聞をつくるべきだ」

と言いつ切り、身辺見極めの後、9月1日付で退社した。

心情において共感する新聞人が少なくなかったのは確かだ。思いは受け継がれ、各社それぞれの事情をもとに、戦争責任追及から経営の民主化へと運動が展開し、初期の改革を成し遂げるに至っている。

朝日の場合は、第二部の「余談」でも触れたが、社主・社長と編集局闘争委員会との合意の上になつて、10月23日の「従業員大会」において①社長、会長、全重役は辞任②編集総長、各局長、論説主幹は現職を退く③従業員の総意を反映する機関をつくる——などが社の決定になつた。

新役員には、従業員総意の形をとつて長谷部忠らの6人が選任され、当初は合議制をとつて会長、社長をおかず、長谷部が実質代表となつた。編集局闘争委員会が結成された当時、長谷部は報道第一部（政経担当）の部長であり、その後、編集局次長に昇格していたが、3段跳びでの経営トップ入りとなる。

毎日の場合は、社長の奥村信太郎が敗戦の5日後に老齢（70歳）を理由に辞任し、続いて編集総長ら編集幹部（主幹、主筆、局長）が総退陣した。前後処理を理由に会長だった高石真五郎が社長に就いたが、一方で、東京社会部のデスク会（副部長）から火の手が上がり、部長クラスを軸にした民主化運動となって「民主化実行委員会」（委員長・工藤信一良、副委員長）が結成されるに至った。

実行委員会は、2カ月余をかけて社内議論を重ね、11月1日付で上申書を取りまとめた。①社内機構の刷新と遺憾なき運営②戦争責任の明確化と全重役の善処③局長、主筆、参与、局次長、副主筆、部課長、副部長は一斉にその地位を去る——などだ。社長と重役会は、これを受け入れ、全重役が辞任し、局長以下が役職・待遇を辞した。

後継の取締役・監査役は、従業員総意による選出となり、全体委員会議が組織された。ここで18人に絞り、さらに推薦委員会において取締役候補8人、監査役候補3人を内定し、11月26日の臨時株主総会で正式選任となった。新役員会は合議制をとり、2人の代表取締役を互選した。東京本社編集局長の神田五雄と大阪本社業務局長の平野太郎で、いずれは登用されるだろうという順当組でもあったが、状況からは2段跳びくらいにはなっている。

1945年11月7日付『朝日新聞』朝刊

宣言 國民と共に立たん 本社、新陣容で『建設』へ

1945年11月10日付『毎日新聞』朝刊

本社新發足 戦争責任明確化と民主體制の確立へ

読売の場合は、2次にわたる読売争議で知れるように、朝日、毎日とはだいぶ違った。重複はしないが、社主で社長で全株所有の正力松太郎が強烈な個性で時代と状況に抗い、短期間の間に正力体制、鈴木東民体制、馬場体制と入れ替わり、経営も人事も激変する。根性は正力が一枚上で、戦犯で追放される直前のせめぎ合いでも微妙に競り勝ち身代わりに馬場恒吾を押し込んだこと、巧妙な手口で人事権を社長専権の内に温存したことが復活の踏台になった。

身代わりの馬場も、いまひとつ正体が知れない。1875年の生มาแล้วだから当時既に70歳。『ジャパンプライムズ』から『国民新聞』とわたり、国民新聞では編集局長を務めている。読売との関りは1940年ころ読売の「日曜評論」に寄稿した一文が軍部につかまり発禁になっている。

戦後は、憲法改正論議に参画、民間の「憲法研究会」に加わって、試案を公表している。馬場のほか高野岩三郎、杉森孝二郎、森戸辰男、岩淵辰雄、室伏高信、鈴木安蔵がメンバーで、核心の天皇条項を「榮譽の淵源として国家最高の地位にあり、国家的儀礼を司る」と規定して注目された。斯界にはオールド・リベラリストとして知られていた。

この馬場をなぜ正力が身代わりにしたのか知れないが、受け入れた鈴木東民の側も、リベラルな経歴に安心し、老齢だから「榮譽の淵源」として納まってくれられると踏んだのかもしれない。それが、鈴木東民の盟友から一転した武藤三徳らの策謀に乗って鈴木東民追い出しに成功し、復活した正力に奉還しているのだから、正力の見立てが正しかったことになる。

こうして東京の3紙だけみても3紙3様ながら、共通しているのは、

経営トップが異例の手順で躍り出ていることだ。当人たちに、どこまでの野心があったのかどうかは各人各様としても、形としては下剋上になる。敗戦、民主化、旧勢力退陣という異例の背景があったにしても、社内権力の掌握という事実では下剋上になる。

経過は問わず、下剋上には下剋上の属性がある。上や横や前を見るよりも下が気になる。下剋上を倒すのは下剋上だからだ。ただでさえ統治には未熟だから内を固める気持ちが先に立ち、人事の掌握に精力の大半を奪われる。見方を変えるならば、こうした内なる圧力にどこまで抗して実績を積めるかが、下剋上トップの器量であり、企業活力との同化につなげていくことになる。

だが、たいがいは誘惑の方が強く現れる。労働組合を自家薬籠にしようとの介入だ。もともと下剋上トップの母体は労働組合（正確にいうと労働組合に結集していく前段階の従業員総意という名の星雲）だったから、むげにはできない。しかし当然ながら、日々の経営業務をこなしていく中で、矛盾の方が具体化してくる。

ここで割り切れれば、違う展開も開けてくるのだが、なかなかそうもいかない。この際もつと足固めに協力してくれた方がいいじゃないか。この辺が無意識に倒錯しているから介入しながらも介入とは意識していない方が多く、これがたび重なる。次第に労務屋経営に傾いていく。言い換えると、これが戦後新聞経営における二つ目の共通項となっている。

一方、労働組合の方も割り切れていない。朝日の10・23従業員大会で大会宣言となる「國民と共に立たん」を書き、それがそのまま11・7付『朝日新聞』の宣言（社告）となった筆者の森恭三が、読売争議の

敗北後、右旋回を始める朝日労組（当時はまだ新聞単一朝日支部）の委員長（朝日支部長）に就任するにあたって表明した「御用組合論」が参考になる。

森自身が記録に残したその草稿を引用しよう。

#### 朝日従業員組合の性格について

1 朝日新聞の現状は（不完全ではあるが一応は）全従業員による業務管理下にある。

2 資本主義の下における（資本主義の枠内における）労働組合の存在意義は、従業員の生活を守ること、および企業の利潤追求に協力することである。

この点は労組自体が完全な企業経営権を獲得したばあいも、なんら本質的相違はない。すなわち資本主義を前提とするかぎり、組合運動はその基礎をなす資本そのものまで破壊することはできないのであって、——誤解されることを恐れず敢えていうならば——すべての組合運動はこの意味で本質的には、大なり小なり御用組合的性格をもっている。（中略）

3 朝日新聞の現状。業務管理は完全には行なわれていない。なぜなら株主総会における議決権の大きな部分が村山・上野両家に属しているからである。それにしても、朝日新聞の従業員はともかく重役を公選したのであった。ところが現状は、むりに3階に押し上げ、ハシゴをとり、「階級の敵」的な扱いをしている。

昨年（1945年）の朝日スト（「10月革命」）は、封建時代からブルジョア民主革命への移行であった。換言すれば上述した、資本家

への隷属から資本への隷属への移行であって、まだまだ社会主義革命の段階には遠いのだ。

これをプロレタリア革命に発展させること、すなわち資本からの完全な解放を獲得することは、朝日労組だけではなしえない。全面的な社会革命の一環としてのみ可能である。

この発展段階を無視し、長谷部氏（会長）を村山氏と同一視し、敵として抗争することは、まちがっている。そんな考えを発展させると、いっそのこと王政（村山体制）復古のほうがよいということになる。これは歴史の歯車を逆に廻すものである。

ゆえにわれわれは獲得した現段階はあくまで死守せねばならない。もし重役の問題があるとすれば、利潤獲得、分配の方法が正しいか否かの問題である。もし正しくないとすれば、われわれが選任を誤ったということであり、できるかぎり速かに訂正すればよい。

ゆえに組合の任務は、利潤獲得方法と分配の方法を監視すること。これが朝日従業員組合の経済闘争の目標であり、現重役を階級的敵すなわち資本家として闘争することはその目標ではない。（傍線原文）

右の考え方の軸は、「企業の利潤追求に協力」にある。したがって労働組合の存在意義は「利潤獲得の方法と分配の方法の監視」になる。お家大事、朝日あつての労働組合、そして私。たしかに、これは従業員の相当部分に染み込んでいる。森は、そここのところの理論化を試みたのであろう。

下剋上トップとその重役たちは、従業員の階級的敵ではない。そうであれば「もっと協力してくれたっていいじゃないか」も整合してく

る。共通の敵は資本を握る資本家（村山・上野家）であり、下剋上トップと労働組合は融通し合って不都合ないとの理屈も生まれてくる。

危ういのは、じゃあ赤字になったらどうする、だ。当然、赤字も分配されるのだろう。賃金を下げ、人員を合理化（解雇＝減員）しなければならぬ。そうなったとき、労働組合の存在意義はどうなるのか。利潤が右肩上がりて続くのならともかく、矛盾は抜き差しならないものとなつて立ち塞がってくる。

結果、実際の経緯は労使癒着が次第に下剋上トップの方に有利に作用し、労働組合の方が経営好みの組織に改変されていく。7・24の時点でいえば、毎日、読売では御用組合派が過半を制し、朝日も3分裂のあげく御用組合派の比率を濃くした。共同はなお全新聞に属していたが、レッド・パージの中で分裂し御用組合に転じていくことになる。

このような状況の中で、第3の共通項は、占領後への思惑、あるいは妄想になる。戦前の新聞経営は天皇を神聖超然と仰ぐことで無理無茶を通し、占領時にはGHQを超法規とかざして、無法を通してきた。占領終結となつたらどうなるのか。既に吉田政権は「事実上、単独講和はなっている」と公言、あとはいつ占領軍アメリカが撤退を決定するかにかかっている。

いったい、占領軍の撤退後に、天皇、GHQに代わりうる存在があるのか。常に何かの超然を掲げることで正当化してきた新聞経営にとつては未曾有の近未来になる。少なくとも、にわかに天皇が復活することはあり得ない。確たる経営策も覚悟もないままに、思いだけが先行していた。

そんなその日暮らしにとつて思いつくのは、超法規のあるうちに出



来ることがあるならやっちゃまえ、だ。たとえば、御用組合の完全化。仮にも、新聞人として、言論・表現の自由にそむくことや、良心の自由に反すると批判されることを自己の責任において断行することなどは出来ない。だが仮に、渡りに舟があるならば乗れるかもしれない。そんな妄想にも取りつかれていた。

いえばGHQも日本政府も個別経営も、それぞれが中途半端でつかみどころがない。反共では一致しながら、汚い嫌な仕事は他に押し付け、うまみは取り込む。盾にしたり、威を借りたり、屈してみせたり、知らぬふりをしたり。3者が明らかに談合した証拠は見られない半面、結果としては利害を複合して共有している。

7・24～7・28に限れば、GHQが強制し、これを盾か笠に個別経営が悪乗りし、この間を政府・特審局が根廻して調整した。このへんが限りなく真相に近いと思われる。

以上は、状況証拠からの概略推理であって、個々に証拠や証言があるわけではない。しかし、仮説を立てることで、見えなかったものが見えてくるし、実際の結果が揃ってくれば、経過を正確に類推すること可能にする。そんな提起と受け止めてもらえると意義がある。

#### 【注】

・対日管理機構Ⅱ形の上では初期から「極東委員会」（米英ソなど13カ国で構成）があり、その現場部門として「対日理事會」（米英ソ連中国で構成）があったが実質権限はなく、事実上、アメリカの専権に基づくGHQが独占した。

たとえば、アメリカによる「初期対日方針」には、連合国間の優先順位に

ついて「対日戦争ニ於テ指導的役割ヲ演シタル他の諸國ノ軍隊ノ占領ヘノ参加歓迎セラレ且期待セラルルモ占領軍ハ米國ノ指定スル最高司令官ノ指揮下ニアルモノトス」と規定し、また極東委員会等の運用についても「主要連合諸國ヲ満足セシムベキ政策を樹立スル様アラユル努力ヲ尽クシ」とあるが、後段では「万一主要連合諸國ニ意見ノ不一致ヲ生シタル場合ニ於テハ米國ノ政策ニ従フモノトス」と明記し、アメリカの絶対優位を貫いている。

被占領国である日本に対しては、「天皇及日本政府ノ権力ハ降伏条項ヲ實施シ日本ノ占領及管理ノ施行ノ爲樹立セラレタル政策ヲ実行スル爲必要ナル一切ノ権力ヲ有スル最高司令官ニ隸属スルモノトス」とあつて絶対服従を命じている。

最盛期（1948年ころ）には6000人規模（うち文官3000人）規模に達している。

ネビアメモⅡ表題部分を直訳すると、

ネビア少佐のための覚書 1950年7月25日

題目 公共的情報媒体からの共産主義者の解雇。

原文では、「追放」ではなく、明確に「解雇」と表示している。本文e項の9行目「29」日とあるは「28」日の誤記。原文の誤記。ちなみにf項の毎日新聞経営者の肩書はGeneral Manager; Tokyo branchとなつていて実際の肩書「取締役・東京本社代表」にけつこう近い。「東京支局長」の訳語は、新聞社経営に詳しくない記者による誤訳と思われる。

・津田証言Ⅱ小原・梶谷訴訟の東京高裁での控訴審訊問調書（1953年11月13日付）が原典。『思想・良心および言論の自由』（清水英夫著、一粒社1961年刊）から引用。

・高杉孝二郎の進言Ⅱ『毎日の3世紀』上巻927ページから引用。  
・むのたけじの総退陣論Ⅱ『今西刊』96ページから引用。